

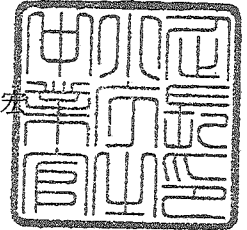
# 経済産業省

20200626公開中第4号  
令和2年8月25日

## 行政文書不開示決定通知書

NPO法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿

中小企業庁長官 前田 泰宏



令和2年6月26日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求の全部の請求部分について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

### 記

1. 不開示決定した行政文書の名称等

令和2年度補正持続化給付金事務事業の再委託に係る承認申請書及び承認文書

2. 不開示とした理由

上記1. に該当する行政文書は、中小企業庁では、作成も取得もしておらず保有していないため。

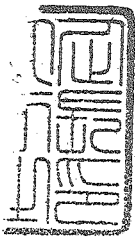
※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中小企業庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課室等

担当課室：中小企業庁長官官房総務課

電話番号：03-3501-1768



# 行政文書開示請求書

中小企業庁長官  
経済産業大臣 殿

令和2年 6月 24日

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

NPO 法人 情報公開市民センター 理事長 新海聡

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303 TEL052(253)7860

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

令和2年度補正持続化給付金事務事業の  
再委託に係る承認申請書及び承認文書

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。  
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )  
<実施の希望日>  
イ○写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	ここに  貼ってください。	(受付印) 
---------------------	--	---

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	再委託(請求者)等(8)